



想い 叶う

このニュースレターは、主に高齢者や障がい者の支援活動に携わっていらっしゃる団体宛てに送付させていただいています。

様々な障がいを抱えたお子さんをお持ちの方は、いわゆる「親亡き後問題」がご心配なことでしょう。

ご自身の資産を活用することで、お子さんの安心・安全な生活を、将来にわたり支えることができます。

静岡県司法書士会
業務研究委員会
民事信託グループ

「叶 (かなう)」

に所属する私たち司法書士が皆さんの想いを叶えます！

こんなこと、 ご相談ください！

- ・ 子供の将来が不安. . .
- ・ 私たちの相続はどうすればいいの？
- ・ 私たち夫婦に代わって、子供の財産管理を頼みたい！
- ・ 成年後見を利用したい！！
- ・ 民事信託って??
- ・ 子供のために蓄えた財産があるけど、誰に託そう？

☎ **ご相談先は裏面に！**

信託のこんな活用法 ～ 遺言代用信託

前回ご紹介した「遺言信託」は「遺言」による信託でした。名前は似ていますが、今回ご紹介する「遺言代用信託」は、委託者と受託者との間の「契約」による信託という点で異なります。

実は、実務で利用される信託契約のほとんどは広い意味での遺言代用信託といえます。信託契約は、委託者のご健在なうちの【①財産管理機能】と、委託者死亡後の【②財産承継機能】の二つの特徴を有しています。①だけを内容とする契約を締結することもありますが、現実には①②双方を内容とする契約を締結

することがほとんどであり、②を含む信託は「広義の遺言代用信託」と考えられているからです。

一方、②だけを内容とする信託契約もあり得ます。委託者が死亡するまで、信託の効力が発生しないとする特約を盛り込んでおく方法で「狭義の遺言代用信託」と考えられています。

狭義の方は、委託者の死亡によって発効する点で、前回ご紹介した遺言信託と類似しています。しかし、遺言そのものではありませんので、遺言に求められる厳格なルールは適用はありません。また「死亡から●日後」

「四十九日の法要後」など、効力発生の時期について柔軟な定めを置くことも可能です。

一方、何度でも遺言を作成し直すことができるのと同じように、委託者は、原則としていつでも受益者を変更できることになっています。また、遺留分減殺請求の対象となるという点でも遺言と同視されますので、慎重な対応が求められます。

信託で活用できる様々な仕組みを上手に組み合わせることにより、生前の「財産管理」と死亡後の「財産承継」の両面でご希望に叶うプランニングが可能となるのです。

「民事信託」のイロハ(8) ～ 受託者の役割 ⑤

この紙面では「民事信託」という聞き慣れない仕組みのイロハを、わかりやすくご紹介していきます。今号は、受託者の「利益相反取引」について考えてみましょう。

+++++
今号まで、5回にわたり受託者の役割についてご説明しましたが、これらに共通するのは「受託者は受益者の利益を最大限に考えるべき！」という信託法の根本理念であり、利益相反取引の禁止規定も、このような考え方から導かれる受託者の責務のひとつなのです。

たとえば、父が死亡し相続人が母と未成年者の子というケースにおける

遺産分割の場面を考えてみましょう。未成年者は遺産分割協議のような契約を行うことができないため、親権者たる母は、母自身が相続人であるほか、法律で定められた子の代理人としても遺産分割の当事者となります。

子の代理人として子の利益を重んじれば母自身が損をし、逆に母自身の利益を求めれば子の代理人としての職務を適正に務められない状況が生まれますよね。このような状態を「利益相反」と呼ぶのです。

信託法でも、受託者自身の利益を求めることが同時に受益者の不利益につながるような行為を列

挙し、禁止行為として定めています。もっとも、この規定は受益者の利益のために設けられているので、受益者が承認した場合や、委託者があらかじめ許容していた場合まで禁止されるわけではありません。

しかし、受託者には本誌5号で紹介した善管注意義務がありますので、受益者の承認を得るためには、事前に資料を示して十分な説明をする必要があります。

また、委託者があらかじめ許容する際にも「なぜそうするのか」という委託者の意図を契約書に明示しておくなどの工夫が求められるでしょう。

「叶」のメンバー を紹介します！

By 小出



本木 敦 さん

小出 洋史 から見た

4人目のメンバー紹介は、浜松曳馬野事務所（北区初生町）の代表 **本木 敦さん**です。

本木さんは、裁判業務を豊富に経験し、多くの事件を解決してきました。問題解決のためには知識と経験は不可欠ですが、それ以上に依頼者との信頼関係が重要です。

その点、本木さんは、依頼者の皆さんに寄り添い、不安を払拭することによって、信頼関係を築いております。これは、本木さんの人柄でもある「優しさ」によるものでしょう。写真からも、その「優しさ」が伝わってくる感じがしませんか？

皆さんも、本木さんに悩みを打ち明けてみてください。優しい人柄で対応してくれる、素敵な司法書士ですよ！



ホームページにもご注目ください！

- 保護者様対象の説明会
- 合同相談会
- 職員様向けの勉強会
- 支援者様向けのセミナー

など、**無料**にて対応いたします！

私たち「叶」は、平成28年7月からメンバー手作りのホームページを立ち上げています。

URLはこちら・・・ <http://hyakunen-juku.sakura.ne.jp/trust/>
このホームページでは、「叶」のメンバーや活動の紹介のほか、メンバーが毎日、交代でブログを投稿しています。ブログでは、信託の制度を始めとして、浜松近郊の日帰り旅行スポットや注目書籍などを紹介する記事を投稿しています。メンバーの個性も感じることができて、とても楽しめる内容となっています。

是非「叶」のホームページに遊びにきて下さい！

※ ご相談、説明会、勉強会、講演会など・・・ お待ちしています。お気軽に下記までお問い合わせください！！



ご相談・お問い合わせはこちらへ！！

☎ 053-589-5745

【 窓口担当・小出 洋史 】

※ 電話相談の段階では費用は発生しません。「叶」所属の司法書士が対応いたします。